

富山市民病院告示第4号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、公告する。なお、この公告に掲げるもののほか、この入札に必要な事項については、条件付き一般競争入札における各入札に共通して必要となる事項について（平成23年富山市民病院告示第2号）による。

平成23年8月22日

富山市民病院事業管理者 泉 良 平

| | | |
|----------------------------|--|---|
| 工 事 名 | 富山市民病院蒸気ボイラ更新工事 | |
| 工 事 場 所 | 富山市今泉北部町地内 | |
| 工事完成期限 | 平成24年3月19日 | |
| 工 事 概 要 | 蒸気ボイラ更新工事 1 既設炉筒煙管ボイラ10t/h撤去 2 貫流ボイラ2t/h5台設置（灯油・ガス切替付） 3 自動台数制御 4 水処理システム 5 集中管理システム 6 配管、煙導、電気、信号、電話工事 | |
| 予 定 価 格 | 70,000,000円 （消費税及び地方消費税額を含まない。） | |
| 審 査 基 準 日 | 入札参加資格の審査は、平成23年9月2日現在の事実をもって行うものとする。 | |
| 入 札 参 加 資 格 | 地 域 | 主たる営業所が富山市の区域内にあること。 |
| | 業 種 | 機械器具設置 |
| | 総合点数等 | 富山市に機械器具設置の入札参加資格があること。 |
| | 施工実績 | 平成8年4月1日以降に官公庁等発注の蒸気ボイラの新設又は更新工事の元請として、この工事の予定価格の3割以上の金額の施工実績があること。 |

| | |
|--|---|
| 配置技術者 | <p>1 1級若しくは2級管工事施工管理技士または技術士（機械部門）または機械器具設置業に関して建設業法第15条第2号ロ若しくは八に該当する資格を有する者、若しくは建設業法第7条第2号イ、ロまたは八に該当する資格を有する者（以下「1級管工事施工管理技士等」という。）を配置できること。ただし、契約金額が2,500万円以上となる場合は、専任で配置することとし、その配置技術者は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に規定する営業所ごとに専任で配置する技術者（以下「営業所専任技術者」という。）でないこと。</p> <p>2 3,000万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者をいう。）の資格を有する者を専任で配置することとし、その配置技術者は、営業所専任技術者でないこと。</p> <p>3 契約時において、1の前段の配置技術者は他の工事の専任技術者でないこと、また、1のただし書及び2に規定する配置技術者は他の工事に配置されている者でないこと。</p> |
| 調査基準 価格を下 回る価格 で契約を 締結する 場合の配 置技術者 | <p>1 契約金額が2,500万円未満の場合 1級管工事施工管理技士等を専任で配置することとし、その配置技術者は、営業所専任技術者でないこと。</p> <p>2 契約金額が2,500万円以上の場合 1級管工事施工管理技士等を専任で2名配置することとし、いずれの配置技術者も、営業所専任技術者でないこと。</p> |

| | |
|--------------|--|
| そ の 他 | <p>1 建設業法第27条の23の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けていること。</p> <p>2 3,000万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、機械器具設置工事についての特定建設業の許可を受けていること。</p> |
| 入札及び契約を担当する課 | 富山市民病院事務局経営管理課 |
| 契約条項等の閲覧期間 | 平成23年8月22日から同年9月2日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。) |
| 設計図書に対する質問期間 | 平成23年8月22日から同月29日まで |
| 質問に対する回答期限 | 平成23年8月31日 |
| 入札の方法 | 郵便入札(一般書留又は簡易書留に限る。) |
| 入札書の到着期限 | 平成23年9月2日 |
| 開札日時及び場所 | 平成23年9月6日午後1時10分から 富山市民病院2階第一会議室 |
| 調査基準価格 | 有(失格基準を適用する。) |
| 工事代金支払条件 | 前金払 有 部分払 有 |